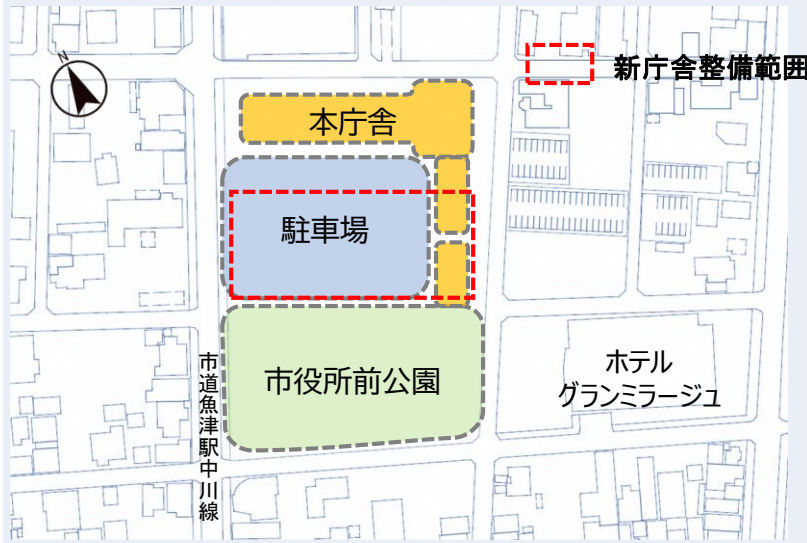
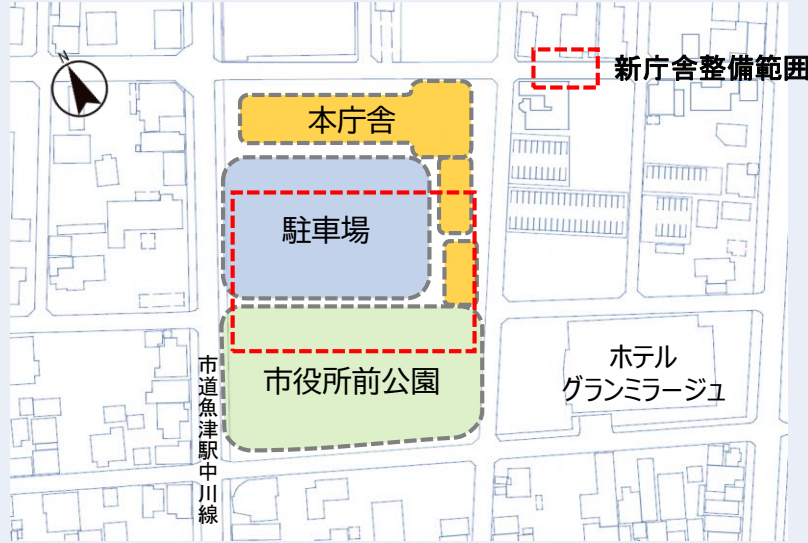


施設計画の変更（案）（新庁舎の配置場所：基本計画P35）

資料3

		基本計画(案)	変 更 案
配置図		現公園に隣接	現公園に隣接 ※現公園を新庁舎敷地の一部として使用する場合を含む
			
市役所前公園との連続性		新庁舎と公園が隣接し、連続性を確保できる(一体的な利用が可能)	新庁舎と公園が隣接し、連続性を確保できる(一体的な利用が可能) ※より自由度の高い施設配置を計画できる。
関連整備費	仮設庁舎の設置	不要	不要
	公園の整備	新庁舎との一体的な利用に向けて公園機能を強化	新庁舎との一体的な利用に向けて公園機能を強化 ※現公園を新庁舎敷地とする場合、公園の復元・不整形の解消が必要となる可能性がある。
工事期間		100(他案との比較における基準)	100(他案との比較における基準)
(工事手順)		新庁舎建設・公園整備 → 本庁舎解体・外構整備	新庁舎建設・公園整備 → 本庁舎解体・外構整備
工事期間中の必要駐車スペース確保		敷地内には確保困難 ※現在の職員用駐車場等の活用を検討	敷地内には確保困難 ※現在の職員用駐車場等の活用を検討
総合評価		公園との連続性が確保できることに加え、他案に比べ関連整備費を低く抑えられ、工事期間も最も短い。	公園との連続性が確保できることに加え、他案に比べ関連整備費を低く抑えられ、工事期間も最も短い。